



埼玉県報

第2173号

平成22年4月9日

金曜日

目次

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する一般競争入札\(管財課\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク等運用業務に関する入札公告\(入札企画課\)](#)
- [久喜市都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [障害者自立支援法に基づく指定の取消し\(障害者自立支援課\)](#)
- [小島土地改良区役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)

- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成22年度第1回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)
- [個人演説会等施設の名称及び所在地の変更\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [第78回埼玉県環境影響評価技術審議会の開催\(環境政策課\)](#)

正誤

- [埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号中訂正\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十二号中訂正\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百六十二号

埼玉県議会平成二十二年二月定例会において議決された平成二十二年年度埼玉県一般会計予算並びに平成二十二年年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成22年度埼玉県一般会計予算

平成22年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,676,410,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		605,400,000
	1 県 民 税	300,071,000
	2 事 業 税	78,584,000
	3 地 方 消 費 税	60,366,000
	4 不 動 産 取 得 税	12,634,000
	5 県 た ば こ 税	12,464,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,435,000
	7 自 動 車 取 得 税	11,369,000
	8 軽 油 引 取 税	38,248,000
	9 自 動 車 税	89,136,000
	10 鉦 区 税	6,522
	11 狩 猟 税	38,693
	12 旧 法 に よ る 税	47,785
2 地 方 消 費 税 清 算 金		103,764,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	103,764,000

3 地 方 譲 与 税		68,551,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	64,028,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,238,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	284,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		9,508,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	9,508,000
5 地 方 交 付 税		196,800,000
	1 地 方 交 付 税	196,800,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,317,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,317,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,545,250
	1 分 担 金	203,372
	2 負 担 金	3,341,878
8 使 用 料 及 び 手 数 料		16,609,024
	1 使 用 料	5,135,372
	2 手 数 料	11,473,652

款	項	金 額
9 国 庫 支 出 金		163,368,356
	1 国 庫 負 担 金	113,590,502
	2 国 庫 補 助 金	42,223,561
	3 委 託 金	7,554,293
10 財 産 収 入		7,914,469
	1 財 産 運 用 収 入	6,093,571
	2 財 産 売 払 収 入	1,820,898
11 寄 附 金		116,001
	1 寄 附 金	116,001
12 繰 入 金		115,829,118
	1 特 別 会 計 繰 入 金	12,945,006
	2 基 金 繰 入 金	102,884,112
13 繰 越 金		341,432
	1 繰 越 金	341,432
14 諸 収 入		44,881,350
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	2,777,600

	2 預 金 利 子	79,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	15,134,149
	4 受 託 事 業 収 入	3,512,173
	5 収 益 事 業 収 入	14,913,140
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	114,000
	7 雑 入	8,350,788
15 県 債		337,465,000
	1 県 債	337,465,000
歳 入 合 計		1,676,410,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,023,455
	1 議 会 費	3,023,455
2 総 務 費		104,937,562
	1 総 務 管 理 費	27,604,296
	2 企 画 費	10,077,675
	3 県 民 費	7,994,564
	4 環 境 費	11,527,783
	5 徴 税 費	30,473,789
	6 市 町 村 振 興 費	6,057,183
	7 選 挙 費	2,782,780
	8 防 災 費	3,909,571
	9 統 計 調 査 費	3,856,245
	10 人 事 委 員 会 費	299,793
	11 監 査 委 員 費	353,883
3 民 生 費		256,026,293
	1 社 会 福 祉 費	188,522,185

	2 児 童 福 祉 費	56,292,992
	3 生 活 保 護 費	11,210,667
	4 災 害 救 助 費	449
4 衛 生 費		54,570,246
	1 公 衆 衛 生 費	24,985,041
	2 環 境 衛 生 費	1,549,250
	3 保 健 所 費	4,672,239
	4 医 薬 費	15,180,319
	5 公 営 企 業 支 出 金	8,183,397
5 労 働 費		9,355,458
	1 労 政 費	6,233,940
	2 職 業 訓 練 費	2,947,977
	3 労 働 委 員 会 費	173,541
6 農 林 水 産 業 費		25,071,341
	1 農 業 費	7,521,712
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	540,842
	3 畜 産 業 費	1,312,496

款	項	金 額
	4 林 業 費	5,240,845
	5 農 地 費	10,455,446
7 商 工 費		20,570,320
	1 商 工 業 費	20,375,937
	2 観 光 費	194,383
8 土 木 費		128,448,692
	1 土 木 管 理 費	12,293,418
	2 道 路 橋 り よ う 費	49,431,883
	3 河 川 費	36,189,249
	4 都 市 計 画 費	23,431,871
	5 住 宅 費	7,102,271
9 警 察 費		144,425,369
	1 警 察 管 理 費	132,035,844
	2 警 察 活 動 費	12,389,525
10 教 育 費		557,507,795
	1 教 育 総 務 費	77,186,992

	2 小 学 校 费	179,093,465
	3 中 学 校 费	107,969,935
	4 高 等 学 校 费	97,943,807
	5 特 别 支 援 学 校 费	39,345,867
	6 大 学 费	2,064,765
	7 私 立 学 校 费	47,364,439
	8 社 会 教 育 费	4,756,050
	9 保 健 体 育 费	1,782,475
11 灾 害 复 旧 费		26,902
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	9,482
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	17,420
12 公 债 费		225,833,392
	1 公 债 费	225,833,392
13 诸 支 出 金		146,113,175
	1 公 营 企 业 支 出 金	17,225,175
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	55,241,000
	3 利 子 割 交 付 金	3,018,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	1,136,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	221,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	53,553,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,800,000
	8 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,100,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	5,800,000
	11 利 子 割 精 算 金	18,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,676,410,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県有施設耐震改修事業費（平成22年度着工分）	1,026,105	平成22年度	427,999
				平成23年度	598,106
	3 県民費	県立文化施設整備事業費	2,662,749	平成22年度	1,066,319
		平成23年度		1,596,430	
	4 環境費	彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業費	5,384,830	平成22年度	50,000
				平成23年度	1,797,262
				平成24年度	2,009,516
				平成25年度	1,528,052
7 商工費	1 商工業費	東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業費	5,552,379	平成22年度	1,474,164
				平成23年度	4,078,215
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費（平成22年度着工分）	220,625	平成22年度	42,049
				平成23年度	178,576

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成22年度発行分）	平成22年度から 平成32年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成22年度融資分）	平成23年度から 平成37年度まで	37,778
私立学校振興資金融資損失補償(平成22年度融資分)	平成22年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
嵐山郷設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	平成23年度から 平成37年度まで	325,770
朝霞地方庁舎等エコオフィス化改修及び維持管理業務	平成23年度から 平成29年度まで	98,798

環境創造資金利子補給（平成22年度融資分）	平成23年度から 平成32年度まで	52,002
青空再生低公害車導入資金利子補給（平成22年度融資分）	平成23年度から 平成29年度まで	65,596
青空再生低公害車導入資金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度から 平成32年度まで	<p>県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成22年度融資分）	平成23年度から 平成42年度まで	344,211
民間社会福祉施設整備促進事業損失補償（平成22年度融資分）	平成22年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額
彩の国福祉のまちづくり資金利子補助（平成22年度融資分）	平成23年度から 平成32年度まで	2,701
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助（平成22年度融資分）	平成23年度	202
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償（平成22年度融資分）	平成22年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額

特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成22年度融資分）	平成22年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額
埼玉県火災共済協同組合共済金支払資金貸付金	平成22年度から 平成24年度まで	400,000
小規模事業資金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度から 平成40年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度から 平成40年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金

事 項	期 間	限 度 額
		<p>融機関負担割合相当額を除いた額) から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成22年度保証分)</p>	<p>平成22年度から 平成37年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第</p>

		<p>4 項第 8 号の規定に係る貸付に限る。) の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金 (責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額) から中小企業信用保険法第 5 条又は第 13 条の規定により支払を受けた保険金の額 (責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額) を控除した額の、大臣指定等貸付 (指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。) にあつては 5 分の 1、知事指定等貸付 (指定企業関連に係る貸付に限る。) にあつては 2 分の 1、知事指定等貸付 (金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 8 号の規定に係る貸付に限る。) にあつては 5 分の 1 に相当する額</p>
--	--	--

事 項	期 間	限 度 額
<p>企業パワーアップ資金損失補償(平成22年度保証分)</p>	<p>平成22年度から 平成40年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>

<p>事業資金損失補償（平成22年度保証分）</p>	<p>平成22年度から 平成37年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち一般貸付（予約貸付枠に限る。）及び中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、一般貸付（予約貸付枠に限る。）にあつては4分の1、中小企業応援貸付にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
----------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度から 平成40年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>

<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成22年度保証分）</p>	<p>平成22年度から 平成37年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成22年度融資分）</p>	<p>平成23年度から 平成37年度まで</p>	<p>4,978,567</p>
<p>勤労者支援資金損失補償（平成22年度保証分）</p>	<p>平成22年度から 平成33年度まで</p>	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金、結婚・</p>

事 項	期 間	限 度 額
		子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する資金又は失業資金の元金に相当する額の100分の50の額
農地保有合理化事業資金損失補償（平成22年度融資分）	平成22年度から平成33年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成22年度融資分）	平成23年度から平成43年度まで	167,516
農業災害復旧経営資金利子補助（平成22年度融資分）	平成23年度から平成29年度まで	3,948

<p>農業災害復旧経営資金損失補償(平成22年度融資分)</p>	<p>平成22年度から 平成29年度まで</p>	<p>農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額</p>
<p>経営体育成総合融資制度利子補助(平成22年度融資分)</p>	<p>平成23年度から 平成48年度まで</p>	<p>35,375</p>
<p>卸売市場施設整備資金利子補助(平成22年度融資分)</p>	<p>平成23年度から 平成29年度まで</p>	<p>672</p>
<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償(平成22年度借入分)</p>	<p>平成22年度から 平成73年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額</p>
農業大学校移転整備事業	平成23年度	97,430
農地防災事業	平成23年度	157,500
農業集落排水整備推進交付金（平成22年度施行分）	平成23年度から 平成27年度まで	58,200
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成22年度取得分）	平成23年度から 平成32年度まで	1,892,275

<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成22年度借入分）</p>	<p>平成22年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>埼玉県道路公社借入金債務保証(平成22年度借入分)</p>	<p>平成22年度以降</p>	<p>埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>地方特定道路（改築）整備</p>	<p>平成23年度から 平成24年度まで</p>	<p>650,000</p>

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成23年度から 平成24年度まで	3,005,000
住宅ローン負担軽減補助（平成22年度補助対象分）	平成23年度から 平成24年度まで	400,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成22年度建設分）	平成23年度から 平成46年度まで	695,848
放置車両確認事務	平成23年度	519,086

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	32,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	1,900,000	同	同上	同上
県有施設整備事業	4,282,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,719,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,668,000	同	同上	同上
身近な緑公有地化事業	68,000	同	同上	同上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,317,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
危機管理防災センター（仮称）整備事業	1,623,000	同	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	85,000	同	同上	同上
消防学校施設整備事業	26,000	同	同上	同上
社会福祉施設等耐震化等整備事業	126,000	同	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	205,000	同	同上	同上
老人福祉施設整備事業	1,947,000	同	同上	同上

総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	487,000	同	上	同	上	同	上
南児童相談所・一時保護所整備事業	478,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	19,000	同	上	同	上	同	上
保健所等低公害車整備事業	20,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	42,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	150,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	345,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	113,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	167,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
地すべり防止事業	81,000	同上	同上	同上
県単独農業基盤整備事業	657,000	同上	同上	同上
農業基盤整備事業	1,102,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	353,000	同上	同上	同上
産業文化センター施設整備事業	832,000	同上	同上	同上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	302,000	同上	同上	同上

東部地域振興ふれあい拠点施設 整備事業	971,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	15,175,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	217,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	6,203,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	7,130,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	6,603,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	359,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	335,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄事業負担金	22,139,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独街路事業	4,225,000	同	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	44,000	同	同上	同上
街路事業	3,188,000	同	同上	同上
県単独公園事業	1,232,000	同	同上	同上
公園事業	794,000	同	同上	同上
警察職員退職手当	1,900,000	同	同上	同上

警察署等低公害車整備事業	25,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	2,044,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,426,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	15,100,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	4,227,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	2,363,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	2,262,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	35,000	同	上	同	上	同	上
土木施設災害復旧事業	1,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業出資金	1,778,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
臨時財政対策債	215,000,000	同	同上	同上

平成22年度埼玉県公債費特別会計予算

平成22年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ345,167,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		189,464,856
	1 一 般 会 計 繰 入 金	142,715,995
	2 特 別 会 計 繰 入 金	2,091,861
	3 基 金 繰 入 金	44,657,000

款	項	金額
2 県 債		155,703,000
	1 県 債	155,703,000
歳 入	合 計	345,167,856

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公 債 費		345,167,856
	1 公 債 費	345,167,856
歳 出	合 計	345,167,856

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成12年度及び平成17年度 発行県債償還金	154,097,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成12年度発行県債償還金	1,606,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成22年度埼玉県証紙特別会計予算

平成22年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,027,691千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		25,027,690
	1 証 紙 収 入	25,027,690
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	25,027,691

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		25,021,691
	1 一 般 会 計 繰 出 金	25,021,691
2 返 還 金		6,000
	1 返 還 金	6,000
歳 出 合 計		25,027,691

平成22年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成22年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,694,136千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		60,349
	1 財 産 運 用 収 入	60,349
2 繰 入 金		8,120,000
	1 基 金 繰 入 金	8,120,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		5,513,786

	1 貸付金元利収入	5,513,786
歳入	合計	13,694,136

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費		13,694,136
	1 市町村振興事業費	13,694,136
歳出	合計	13,694,136

平成22年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成22年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ365,325千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		165,317
	1 国 庫 負 担 金	165,317
2 財 産 収 入		23,597
	1 財 産 運 用 収 入	23,597
3 繰 入 金		176,410
	1 基 金 繰 入 金	176,410
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
歳入	合計	365,325

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		365,325
	1 救助費	341,727
	2 基金積立金	23,598
歳出	合計	365,325

平成22年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成22年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ504,516千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		20,237
	1 繰 入 金	20,237
2 繰 越 金		179,923
	1 繰 越 金	179,923
3 諸 収 入		304,356
	1 貸 付 金 元 利 収 入	298,723

	2 預 金 利 子	1,427
	3 雜 入	4,206
歲 入	合 計	504,516

歲 出

(單位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		504,516
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	504,516
歲 出	合 計	504,516

平成22年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成22年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,136,998千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		10,075
	1 繰 入 金	10,075
2 繰 越 金		166,011
	1 繰 越 金	166,011
3 諸 収 入		960,912
	1 預 金 利 子	1,500
	2 貸 付 金 元 利 収 入	958,692

	3 雜 入	720
歳 入	合 計	1,136,998

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		1,134,998
	1 資 金 貸 付 費	1,134,998
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	1,136,998

平成22年度埼玉県農業改良資金特別会計予算

平成22年度埼玉県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,404千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		80,000
	1 繰入金	50
	2 繰越金	34,250
	3 諸収入	45,700

2 業 務 勘 定 収 入		4,611
	1 繰 入 金	4,357
	2 繰 越 金	248
	3 諸 収 入	6
3 就農支援資金貸付勘定収入		64,982
	1 繰 入 金	14,475
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	21,618
	4 県 債	28,888
4 就農支援資金業務勘定収入		811
	1 繰 入 金	771
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2
歳 入 合 計		150,404

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		80,000
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費	80,000
2 業 務 勘 定		4,611
	1 管 理 指 導 事 務 費	4,411
	2 予 備 費	200
3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定		64,982
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 費	64,982
4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		811
	1 管 理 指 導 事 務 費	801
	2 予 備 費	10
歳 出 合 計		150,404

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	28,888	「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成22年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成22年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,425千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	400
	2 繰越金	14,691
	3 諸収入	23,709
2 業務勘定収入		625
	1 繰越金	215
	2 諸収入	410
歳 入	合 計	39,425

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		625
	1 管 理 指 導 事 務 費	605
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		39,425

平成22年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成22年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,275千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,046
	1 財 産 運 用 収 入	2,046
2 繰 入 金		30,472
	1 繰 入 金	30,472
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		23,756

	1 貸付金元利収入	23,755
	2 雑収入	1
歳入	合計	56,275

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		55,275
	1 本多静六博士育英事業費	55,275
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	56,275

平成22年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成22年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,931,754千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,931,752
	1 財 産 運 用 収 入	183,119
	2 財 産 売 払 収 入	1,748,633
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	2,931,754

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		2,681,311
	1 用地事業費	2,681,311
2 公債費		250,443
	1 公債費	250,443
歳出	合計	2,931,754

平成22年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成22年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,869,085千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,184,606
	1 住 宅 使 用 料	8,184,606

2 国 庫 支 出 金		2,292,949
	1 国 庫 補 助 金	2,292,949
3 財 産 収 入		77,838
	1 財 産 運 用 収 入	77,838
4 繰 入 金		4,341,244
	1 繰 入 金	4,341,244
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		25,447
	1 敷 金 運 用 収 入	8,075
	2 雑 入	17,372
7 県 債		3,947,000
	1 県 債	3,947,000
歳 入 合 計		18,869,085

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		13,217,377
	1 住 宅 管 理 費	6,370,126
	2 住 宅 建 設 費	6,847,251
2 繰 出 金		5,342,732
	1 繰 出 金	5,342,732
3 公 債 費		298,976
	1 公 債 費	298,976
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		18,869,085

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成22年度公営住宅建設費	7,463,129	平成22年度	570,459
				平成23年度	1,789,735
				平成24年度	3,782,462
				平成25年度	1,320,473

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	3,947,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成22年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成22年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ810,892千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		766,195
	1 繰 入 金	766,195

款	項	金額
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		44,695
	1 貸付金元利収入	43,731
	2 預金利子	648
	3 雑収入	316
歳入	合計	810,892

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		810,892
	1 高等学校等奨学金事業費	810,892
歳出	合計	810,892

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成22年度保証分）	平成22年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

第14号議案

平成22年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成22年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,362,794千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		120,583
	1 入 場 料 収 入	120,582
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		38,312,001
	1 投 票 券 発 売 収 入	38,250,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		211,155

	1 財 産 運 用 収 入	211,154
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		719,053
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	719,051
歳 入	合 計	39,362,794

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		229,159
	1 公 営 競 技 総 務 費	229,159
2 公 営 競 技 事 業 費		38,714,495
	1 公 営 競 技 事 業 費	38,714,495
3 繰 出 金		413,140
	1 繰 出 金	413,140
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		39,362,794

平成22年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	319床
が ん セ ン タ ー	400床
小 児 医 療 セ ン タ ー	300床
精 神 医 療 セ ン タ ー	200床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	94,170 人	87,480 人
が ん セ ン タ ー	131,500	190,250
小 児 医 療 セ ン タ ー	91,652	143,978
精 神 医 療 セ ン タ ー	49,285	38,880

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	258 人	360 人
が ん セ ン タ ー	360	783
小 児 医 療 セ ン タ ー	251	593
精 神 医 療 セ ン タ ー	135	160

3 主なる建設改良事業 3,395,888 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		38,553,933 千円
第1項 医業収益		30,579,348 千円
第2項 医業外収益		7,974,584 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		38,553,933 千円

第1項	医業費用	37,903,157千円
第2項	医業外費用	630,775千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,759,583千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,783千円、減債積立金201,701千円及び過年度分損益勘定留保資金3,555,099千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	3,081,147千円
第1項	企業債	1,816,000千円
第2項	他会計負担金	509,733千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	国庫補助金	755,413千円

支 出

第1款	資本的支出	6,840,730千円
第1項	建設改良費	3,395,888千円
第2項	開発費	726,022千円
第3項	企業債償還金	2,718,820千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病センター 自動制御設備改修費	110,651	平成22年度	44,284
		平成23年度		66,367	
		がんセンター新病院建設費	31,607,936	平成22年度	848,371
				平成23年度	3,611,717
平成24年度	12,587,715				
平成25年度	12,592,912				
平成26年度	1,967,221				
精神医療センター 医療観察病棟整備費	1,533,973	平成22年度	755,413		
		平成23年度	778,560		

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
がんセンター医療情報システム開発	平成 23 年 度	796,424

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 企業債借換資金に充てるため

限 度 額 1,816,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	18,062,227 千円
(2) 交際費	1,200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,142,480千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	器械備品
名称	血管X線撮影装置
数量	一式

平成22年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	167 社
(2) 年 間 総 給 水 量	73,055,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	200,152 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事 業 収 益		1,875,809 千円
第1項 営 業 収 益		1,798,216 千円
第2項 営 業 外 収 益		77,592 千円
第3項 特 別 利 益		1 千円
	支	出
第1款 事 業 費		1,703,401 千円
第1項 営 業 費 用		1,575,353 千円

第2項	営業外費用	124,047 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額278,109千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,878千円、建設改良積立金113,417千円及び減債積立金156,814千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,207,546 千円
第1項	長期貸付金償還金	1,207,000 千円
第2項	他会計補助金	544 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	雑収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,485,655 千円
第1項	建設改良費	349,841 千円
第2項	長期貸付金	979,000 千円
第3項	企業債償還金	156,814 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場配水電気設備更新工事	平成23年度	191,415

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 335,007 千円

(2) 交 際 費 40 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,126千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,674千円と定める。

平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	56 団体
(2) 年 間 総 給 水 量	671,116,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,838,674 m ³
(4) 主 なる 建 設 工 事	5,737,749 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事 業 収 益		44,981,337 千円
第1項 営 業 収 益		44,034,132 千円
第2項 営 業 外 収 益		947,204 千円
第3項 特 別 利 益		1 千円
	支	出
第1款 事 業 費		44,074,701 千円

第1項	営業費用	34,989,878 千円
第2項	営業外費用	9,044,822 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,149,111千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額482,046千円、過年度分損益勘定留保資金8,686,454千円及び当年度分損益勘定留保資金12,980,611千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	13,399,518 千円
第1項	建設補助金	1,725,942 千円
第2項	企業債	5,950,000 千円
第3項	他会計出資金	4,532,924 千円
第4項	他会計補助金	211,607 千円
第5項	他会計からの長期借入金	979,000 千円
第6項	固定資産売却代金	1 千円
第7項	雑収入	44 千円

支 出

第1款	資本的支出	35,548,629 千円
-----	-------	---------------

第1項	建設改良費	12,290,811 千円
第2項	企業債償還金	15,499,083 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,207,000 千円
第4項	機構負担年賦金	6,511,735 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	滑川第二支線整備事業	983,904	平成22年度	78,674
				平成23年度	292,520
				平成24年度	315,130
				平成25年度	297,580

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
行田浄水場本館直流電源装置・無停電電源装置更新工事	平成 23 年度	352,380
行田浄水場上尾・杉戸系送水電気設備更新工事	平成 23 年度	1,102,290

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 5,950,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,815,738 千円

(2) 交 際 費 520 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,143,475千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、147,193千円と定める。

平成22年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	159,900 m ²
(2) 主なる建設工事	3,379,150 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		7,715,727 千円
第1項 営業収益		7,629,957 千円
第2項 営業外収益		85,769 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費用		5,919,764 千円
第1項 営業費用		5,887,472 千円
第2項 営業外費用		4,269 千円

第3項	特別損失	8,023 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,622,597千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額278千円及び過年度分損益勘定留保資金7,622,319千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	2,997,382 千円
第1項	長期貸付金償還金	2,995,691 千円
第2項	他会計補助金	1,690 千円
第3項	雑収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	10,619,979 千円
第1項	建設改良費	3,379,150 千円
第2項	建設準備費	40,829 千円
第3項	長期貸付金	7,000,000 千円
第4項	予備費	200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	白岡瀬地区産業団地整備事業	5,692,164	平成22年度	2,743,284
				平成23年度	2,273,971
				平成24年度	674,909

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 418,583 千円

(2) 交際費 290 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,768千円である。

平成22年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	48 市町
(2) 年間総処理水量	657,899,360 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,802,464 m ³
(4) 主なる建設工事	18,408,519 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			32,413,272 千円
第1項	営業収益			29,759,481 千円
第2項	営業外収益			2,653,790 千円
第3項	特別利益			1 千円
		支	出	
第1款	事業費			31,290,849 千円

第1項	営業費用	28,308,875 千円
第2項	営業外費用	2,888,967 千円
第3項	特別損失	32,007 千円
第4項	予備費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,897,878千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額167,857千円、当年度分損益勘定留保資金4,752,445千円及び当年度利益剰余金処分量977,576千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		20,194,516 千円
第1項	建設補助金		11,839,815 千円
第2項	建設負担金		3,640,734 千円
第3項	企業債		4,411,000 千円
第4項	他会計補助金		302,870 千円
第5項	雑収入		97 千円
		支	出
第1款	資本的支出		26,092,394 千円
第1項	建設改良費		19,346,800 千円
第2項	企業債償還金		6,387,601 千円

第3項 過年度国庫補助金返還金

357,993 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ17,925,930千円及び8,312,227千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（平成22年度契約分）	平成23年度から 平成24年度まで	12,761,300
荒川右岸流域下水道事業（平成22年度契約分）	平成23年度	5,890,000
中川流域下水道事業（平成22年度契約分）	平成23年度	238,000
古利根川流域下水道事業（平成22年度契約分）	平成23年度	312,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 4,411,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,067,324 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,491,882千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち977,576千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

告 示

埼玉県告示第五百六十四号

埼玉県議会平成二十二年二月定例会において議決された平成二十一年度埼玉県一般会計補正予算（第五号）、平成二十一年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成二十一年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第二号）、平成二十一年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十一年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第一号）、平成二十一年度埼玉県農業改良資金特別会計補正予算（第一号）、平成二十一年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十一年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算（第二号）、平成二十一年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第二号）、平成二十一年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十一年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十一年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成二十一年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）及び平成二十一年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成21年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

平成21年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,353,461千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,782,022,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		670,229,000	△7,429,000	662,800,000
	1 県 民 税	328,882,000	△3,120,000	325,762,000
	2 事 業 税	102,330,000	△504,000	101,826,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,265,000	△678,000	16,587,000
	5 県 た ば こ 税	13,408,000	△607,000	12,801,000
	7 自 動 車 取 得 税	11,850,000	812,000	12,662,000
	8 軽 油 引 取 税	38,626,000	△2,065,000	36,561,000
	12 旧 法 に よ る 税	5,091,165	△1,267,000	3,824,165
2 地方消費税清算金		122,447,000	△6,722,000	115,725,000
	1 地方消費税清算金	122,447,000	△6,722,000	115,725,000
3 地方譲与税		37,786,000	△1,498,000	36,288,000
	1 地方法人特別譲与税	33,198,000	△1,498,000	31,700,000
4 地方特例交付金		8,751,000	46,930	8,797,930
	1 地方特例交付金	6,250,000	△40,434	6,209,566

	2 特別交付金	2,501,000	87,364	2,588,364
7 分担金及び負担金		4,308,347	△91,243	4,217,104
	1 分担金	195,915	△1,023	194,892
	2 負担金	4,112,432	△90,220	4,022,212
8 使用料及び手数料		30,011,092	△437,876	29,573,216
	1 使用料	18,090,990	△98,620	17,992,370
	2 手数料	11,920,102	△339,256	11,580,846
9 国庫支出金		237,799,835	19,526,334	257,326,169
	1 国庫負担金	96,788,291	△3,089,647	93,698,644
	2 国庫補助金	135,797,134	23,222,527	159,019,661
	3 委託金	5,214,410	△606,546	4,607,864
10 財産収入		14,127,383	△3,140,659	10,986,724
	1 財産運用収入	6,943,354	△784,834	6,158,520
	2 財産売却収入	7,184,029	△2,355,825	4,828,204
11 寄附金		122,001	9,000	131,001
	1 寄附金	122,001	9,000	131,001

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		101,662,761	△57,880,027	43,782,734
	1 特別会計繰入金	17,821,757	△8,135	17,813,622
	2 基金繰入金	83,841,004	△57,871,892	25,969,112
13 繰越金		4,508,531	640,660	5,149,191
	1 繰越金	4,508,531	640,660	5,149,191
14 諸収入		57,231,026	1,574,420	58,805,446
	2 預金利子	46,800	201,500	248,300
	3 貸付金元利収入	27,512,943	△2,050,828	25,462,115
	4 受託事業収入	3,639,824	△713,312	2,926,512
	5 収益事業収入	15,206,723	4,337,814	19,544,537
	6 利子割精算金収入	142,000	△20,000	122,000
	7 雑収入	7,734,736	△180,754	7,553,982
15 県債		351,902,000	9,048,000	360,950,000
	1 県債	351,902,000	9,048,000	360,950,000
歳入合計		1,828,375,610	△46,353,461	1,782,022,149

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,052,121	△119,706	2,932,415
	1 議会費	3,052,121	△119,706	2,932,415
2 総務費		125,729,749	△3,492,346	122,237,403
	1 総務管理費	30,527,447	4,984,617	35,512,064
	2 企画費	11,427,173	△2,345,645	9,081,528
	3 県民費	7,565,672	△379,711	7,185,961
	4 環境費	12,397,686	△955,683	11,442,003
	5 徴税費	49,144,134	△3,704,888	45,439,246
	6 市町村振興費	6,393,239	△271,435	6,121,804
	7 選挙費	2,909,116	△386,860	2,522,256
	8 防災費	3,409,953	△281,762	3,128,191
	9 統計調査費	1,312,589	△130,724	1,181,865
	10 人事委員会費	294,651	△13,206	281,445
11 監査委員費	348,089	△7,049	341,040	
3 民生費		282,090,606	△10,302,107	271,788,499

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	216,100,003	△9,765,683	206,334,320
	2 児童福祉費	54,887,537	△542,041	54,345,496
	3 生活保護費	11,102,390	△5,633	11,096,757
	4 災害救助費	676	11,250	11,926
4 衛生費		69,903,497	△1,888,300	68,015,197
	1 公衆衛生費	28,594,447	△1,052,707	27,541,740
	2 環境衛生費	1,562,908	60,457	1,623,365
	3 保健所費	5,247,256	△176,641	5,070,615
	4 医薬費	26,211,565	△719,409	25,492,156
5 労働費		17,352,825	1,329,059	18,681,884
	1 労働政費	14,488,977	1,297,652	15,786,629
	2 職業訓練費	2,695,847	35,624	2,731,471
	3 労働委員会費	168,001	△4,217	163,784
6 農林水産業費		29,680,453	△1,389,651	28,290,802
	1 農業費	8,366,316	△1,029,990	7,336,326

	2 蚕糸特産及び水産業費	643,265	△39,145	604,120
	3 畜産業費	1,456,183	△127,962	1,328,221
	4 林業費	7,478,512	100,582	7,579,094
	5 農地費	11,736,177	△293,136	11,443,041
7 商工費		20,065,500	△1,712,372	18,353,128
	1 商工業費	19,929,609	△1,723,334	18,206,275
	2 観光費	135,891	10,962	146,853
8 土木費		175,373,378	1,896,228	177,269,606
	1 土木管理費	13,342,380	△752,155	12,590,225
	2 道路橋りょう費	65,762,657	2,636,218	68,398,875
	3 河川費	50,534,610	980,654	51,515,264
	4 都市計画費	34,951,134	△160,045	34,791,089
	5 住宅費	10,782,597	△808,444	9,974,153
9 警察費		148,752,671	△4,202,295	144,550,376
	1 警察管理費	136,519,550	△4,175,011	132,344,539
	2 警察活動費	12,233,121	△27,284	12,205,837

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		558,135,350	△21,151,799	536,983,551
	1 教 育 総 務 費	80,256,123	△7,487,271	72,768,852
	2 小 学 校 費	179,867,632	△5,351,122	174,516,510
	3 中 学 校 費	107,400,190	△3,498,757	103,901,433
	4 高 等 学 校 費	101,260,484	△4,743,525	96,516,959
	5 特 別 支 援 学 校 費	37,939,549	△1,753,105	36,186,444
	6 大 学 費	3,310,580	△239,470	3,071,110
	7 私 立 学 校 費	41,337,003	2,204,658	43,541,661
	8 社 会 教 育 費	5,038,182	△199,666	4,838,516
	9 保 健 体 育 費	1,725,607	△83,541	1,642,066
11 災 害 復 旧 費		120,907	△59,054	61,853
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	17,487	△3,929	13,558
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	103,420	△55,125	48,295
12 公 債 費		244,826,656	△1,415,640	243,411,016
	1 公 債 費	244,826,656	△1,415,640	243,411,016

13 諸 支 出 金		152,791,897	△3,845,478	148,946,419
	1 公 營 企 業 支 出 金	8,502,897	△340,478	8,162,419
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	58,653,000	220,000	58,873,000
	3 利 子 割 交 付 金	4,013,000	△503,000	3,510,000
	4 配 当 割 交 付 金	1,626,000	△206,000	1,420,000
	5 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	546,000	209,000	755,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	62,635,000	△3,329,000	59,306,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,372,000	574,000	8,946,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,500,000	△443,000	6,057,000
	11 利 子 割 精 算 金	43,000	△27,000	16,000
	歳 出 合 計	1,828,375,610	△46,353,461	1,782,022,149

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県庁舎耐震改修事業費（平成20年度着工分）	6,055,281	平成20年度	1,129,483	4,935,313	平成20年度	1,129,483
				平成21年度	2,862,683		平成21年度	2,862,683
				平成22年度	2,063,115		平成22年度	943,147
		県庁舎耐震改修事業費（平成21年度着工分）	524,933	平成21年度	306,892	496,984	平成21年度	306,892
平成22年度	218,041			平成22年度	190,092			
		県有施設耐震改修事業費（平成20年度着工分）	371,244	平成20年度	112,110	343,784	平成20年度	112,110
				平成21年度	259,134		平成21年度	231,674
		県有施設耐震改修事業費（平成21年度着工分）	606,734	平成21年度	303,401	382,669	平成21年度	116,790
				平成22年度	303,333		平成22年度	265,879

	8 防災費	危機管理防災 センター（仮称） 整備事業費	1,725,187	平成21年度 平成22年度	149,562 1,575,625	1,556,700	平成21年度 平成22年度	149,562 1,407,138
3 民生費	2 児童福祉費	南児童相談所・ 一時保護所棟整備費	964,048	平成21年度 平成22年度	374,001 590,047	878,625	平成21年度 平成22年度	339,832 538,793
9 警察費	1 警察管理費	機動センター 庁舎建設費	1,953,505	平成20年度 平成21年度	195,855 1,757,650	1,652,684	平成20年度 平成21年度	195,855 1,456,829
		西入間警察署 庁舎建設費	3,096,753	平成20年度 平成21年度 平成22年度	245,709 1,647,130 1,203,914	2,887,198	平成20年度 平成21年度 平成22年度	245,709 1,506,506 1,134,983
		寄居警察署 庁舎建設費	2,367,261	平成21年度 平成22年度 平成23年度	317,715 609,222 1,440,324	2,125,477	平成21年度 平成22年度 平成23年度	276,419 536,193 1,312,865

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費（平成20年度 着工分）	93,769	平成20年度	18,037	85,303	平成20年度	18,037
		平成21年度		75,732	平成21年度		67,266	
		県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費（平成21年度 着工分）	148,489	平成21年度	43,514	146,094	平成21年度	41,119
	平成22年度	104,975		平成22年度	104,975			
	総合教育セン ター整備費	3,196,429	平成21年度	898,118	2,841,321	平成21年度	623,449	
			平成22年度	2,298,311		平成22年度	2,217,872	
	4 高等学校費	県立・田新校 （仮称）図書室 棟建設費	319,334	平成21年度	106,731	312,608	平成21年度	102,068
				平成22年度	212,603		平成22年度	210,540

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理営繕事業費	238,103
	4 環境費	地域エネルギー活用推進事業費	90,231
		自然公園等施設整備費	14,960
	8 防災費	防災体制整備費	203,500
3 民生費	1 社会福祉費	県立社会福祉施設整備費	126,644
		社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費	1,444,003
		老人福祉施設整備助成費	559,060
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	224,967
2 児童福祉費	子育て支援特別対策事業費	62,400	
	埼玉学園費	7,600	
4 衛生費	1 公衆衛生費	新型インフルエンザ対策事業費	3,766,014
	2 環境衛生費	動物指導センター環境整備事業費	114,500
5 労働費	2 職業訓練費	高等技術専門校施設整備費	122,077
	1 農業費	耕作放棄地再生利用緊急対策費	15,299
		森林整備推進事業費	21,000
		森林整備加速化・林業再生事業費	168,755

款	項	事業名	金額	
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	都市と山村交流の森管理事業費	121,174	
		森林管理道整備事業費	259,835	
		森林路網整備事業費	397,600	
		治山事業費	132,600	
	5 農 地 費	かんがい排水事業費	70,100	
		ほ場整備事業費	57,300	
		農地防災事業費	332,600	
		中山間総合整備事業費	126,928	
		農道整備事業費	47,720	
		土地改良受託事業費	16,160	
		団体営土地改良事業費	65,988	
		水辺再生事業費	156,038	
	7 商 工 費	2 観 光 費	彩の国観光振興推進費	12,000
			道路網構想推進費	4,195
		舗装道整備費	1,640,700	
		道路環境整備費	164,300	
		災害防除費	135,000	

		電線地中化（道路）整備費	166,000
		自転車歩行者道整備費	789,000
		交差点整備費	348,000
		バリアフリー安全対策費	105,928
		道路安全施設費	175,305
		道路有効活用推進費	50,982
		自転車通行環境整備費	372,480
		地方特定道路（維持）整備費	409,000
		地方特定道路（交通安全）整備費	790,000
	2 道路橋りょう費	地域活力基盤創造交付金（維持）整備事業費	366,200
		地域活力基盤創造交付金（交通安全）整備事業費	1,157,000
		災害防除事業費	10,000
		交通安全施設整備事業費	529,000
		道路改築費	1,510,000
		地方特定道路（改築）整備費	3,705,574
		地域活力基盤創造交付金（改築）整備事業費	1,844,260
		道路改築事業費	1,656,000
		住宅市街地基盤（道路）整備事業費	802,734

款	項	事業名	金額
8 土 木 費		地域自立・活性化道路整備事業費	515,700
		橋りょう修繕費	787,000
		橋りょう補修事業費	56,120
		橋りょう架換費	128,517
		橋りょう整備事業費	764,000
	3 河 川 費	排水機場等維持修繕費	372,000
		河川改修調査費	34,800
		河川改修費	2,604,300
		広域河川改修事業費	948,000
		総合治水対策特定河川事業費	4,155,000
		低地対策河川事業費	181,000
		防災調節池事業費	260,000
		住宅市街地基盤（河川）整備事業費	1,171,000
		床上浸水対策特別緊急事業費	489,820
		総合流域防災（河川）事業費	229,100
		市町村治水事業費負担金	17,500
		河川等情報基盤整備事業費	58,510

		水辺再生100プラン推進費	1,347,100
		河川環境整備事業費	63,500
		砂防施設費	233,000
		急傾斜地崩壊対策費	17,000
		通常砂防事業費	151,000
		地すべり対策事業費	133,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	24,000
		総合流域防災（砂防）事業費	222,000
		総合流域防災（急傾斜地）事業費	42,000
		水防情報システム整備費	331,000
		さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば管理事業費	261,967
		地域活力基盤創造交付金（区画整理）整備事業費	306,650
		地方特定道路土地区画整理組合等補助	188,720
		土地区画整理組合等補助	229,680
		公共団体区画整理事業県道整備費	20,000
		伊奈特定土地区画整理事業費	65,000
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	1,465,000
		本庄新都心土地区画整理事業推進費	719,220

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	市街地再開発事業等公共施設整備費補助	38,000
		市街地再開発促進費補助	452,145
		街路整備費	197,020
		地方特定道路街路整備費	1,073,800
		地域活力基盤創造交付金（街路）整備事業費	750,500
		街路改良事業費	218,700
		地域自立・活性化街路整備事業費	169,600
		公園等施設管理費	65,000
		競技施設等整備費	30,000
		公園等建設費	627,162
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	222,341
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	144,000
		公園施設整備事業費	392,218
		利根川流域別下水道整備総合計画策定調査費	4,725
9 警察費	2 警察活動費	交通安全施設整備費	140,591
10 教育費	1 教育総務費	県立学校建物等維持管理費	711,666
	5 特別支援学校費	県立特別支援学校教室不足対策費	138,274
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	平成21年発生土木施設災害復旧費	22,220

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	3 河 川 費	特定構造物改築事業費	1,320,000	特定構造物改築事業費	2,590,000

第4表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西部地域振興ふれあい拠点施設の整備及び 管理運営業務	平成21年度から 平成44年度まで	11,350,064		0

第5表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
知事部局等職員退職手当	1,800,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,100,000		(補正前に同じ。)	
県有施設整備事業	4,162,000	同上	同上	同上	3,906,000		(同上)	
ふるさと自然再生事業	104,000	同上	同上	同上	0			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
身近な緑公有地化事業	68,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	63,000		(補正前に同じ。)	
危機管理防災センター（仮称）整備事業	93,000	同	上	同	上	123,000	(同)	上
社会福祉施設等耐震化等整備事業	647,000	同	上	同	上	553,000	(同)	上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	152,000	同	上	同	上	132,000	(同)	上

老人福祉施設整備事業	1,800,000	同	上	同	上	同	上	1,725,000	(同	上)
総合リハビリテーション センター設備整備事業	119,000	同	上	同	上	同	上	89,000	(同	上)
南児童相談所・一時 保護所整備事業	353,000	同	上	同	上	同	上	319,000	(同	上)
秩父高原牧場基盤 整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上	7,000	(同	上)
造 林 事 業	42,000	同	上	同	上	同	上	28,000	(同	上)
農業基盤整備事業	1,195,000	同	上	同	上	同	上	1,180,000	(同	上)
直轄事業(土地改良) 負担金	506,000	同	上	同	上	同	上	495,000	(同	上)
西部地域振興ふれあい 拠点施設整備事業	180,000	同	上	同	上	同	上	9,000	(同	上)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
東部地域振興ふれあい 拠点施設整備事業	1,047,000	普通貸借又は証券 発行（他の地方公 共団体との共同発 行を含む。）。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行 価格差減額をうめ るため必要な金額 を限度額に加算し た金額とすること ができる。	10%以内。ただ し、利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	1,204,000				(補正前に同じ。)
県単独道路建設事業	19,119,000	同	上	同	上	19,098,000			(同 上)
電線地中化（道路） 整備事業	272,000	同	上	同	上	256,000			(同 上)
道 路 事 業	8,654,000	同	上	同	上	8,601,000			(同 上)

県単独河川改修事業	6,862,000	同	上	同	上	同	上	3,779,000	(同 上)
河川事業	12,712,000	同	上	同	上	同	上	12,700,000	(同 上)
河川等関連公共施設整備促進事業	122,000	同	上	同	上	同	上	0	
県単独砂防事業	405,000	同	上	同	上	同	上	81,000	(補正前に同じ。)
砂防事業	292,000	同	上	同	上	同	上	413,000	(同 上)
直轄事業負担金	24,160,000	同	上	同	上	同	上	25,386,000	(同 上)
県単独街路事業	4,285,000	同	上	同	上	同	上	3,840,000	(同 上)
街路事業	3,717,000	同	上	同	上	同	上	3,642,000	(同 上)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県 単 独 公 園 事 業	1,120,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	231,000		(補正前に同じ。)	
警 察 職 員 退 職 手 当	2,000,000	同	上	同	上	3,300,000	(同	上)
ヘリコプター整備事業	830,000	同	上	同	上	396,000	(同	上)
警察署庁舎建設事業	3,546,000	同	上	同	上	3,059,000	(同	上)

交通安全施設整備事業	1,031,000	同	上	同	上	同	上	1,028,000	(同	上)
教職員退職手当	15,100,000	同	上	同	上	同	上	18,600,000	(同	上)
県立高等学校建設事業	6,277,000	同	上	同	上	同	上	2,007,000	(同	上)
県立特別支援学校 建設事業	2,621,000	同	上	同	上	同	上	509,000	(同	上)
社会教育施設整備事業	1,261,000	同	上	同	上	同	上	237,000	(同	上)
土木施設災害復旧事業	30,000	同	上	同	上	同	上	11,000	(同	上)
水道用水供給事業出資金	3,623,000	同	上	同	上	同	上	3,306,000	(同	上)
公的資金繰上償還金	2,168,000	同	上	同	上	同	上	1,388,000	(同	上)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
臨時財政対策債	134,780,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	134,777,000				(補正前に同じ。)
平成21年度減収補てん債	30,700,000	同	上	同	上	47,434,000			(同 上)

平成21年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成21年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330,456,722千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		175,614,902	△23,180	175,591,722
	2 特別会計繰入金	2,678,694	△23,180	2,655,514
歳入	合計	330,479,902	△23,180	330,456,722

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		330,479,902	△23,180	330,456,722
	1 公 債 費	330,479,902	△23,180	330,456,722
歳 出 合 計		330,479,902	△23,180	330,456,722

平成21年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第2号）

平成21年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ672,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,327,741千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		25,654,926	672,814	26,327,740
	1 証紙収入	25,654,926	672,814	26,327,740
歳入合計		25,654,927	672,814	26,327,741

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		25,648,927	672,814	26,321,741
	1 一般会計繰出金	25,648,927	672,814	26,321,741
歳 出 合 計		25,654,927	672,814	26,327,741

平成21年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,059,833千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,422,686千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		90,839	△14,955	75,884
	1 財産運用収入	90,839	△14,955	75,884
2 繰入金		9,120,000	△1,187,765	7,932,235
	1 基金繰入金	9,120,000	△1,187,765	7,932,235
4 諸収入		5,271,679	142,887	5,414,566

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 貸付金元利収入	5,271,679	42,887	5,314,566
	2 雑収入		100,000	100,000
歳入	合計	14,482,519	△1,059,833	13,422,686

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		14,482,519	△1,059,833	13,422,686
	1 市町村振興事業費	14,482,519	△1,059,833	13,422,686
歳出	合計	14,482,519	△1,059,833	13,422,686

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 市町村振興事業費	1 市町村振興事業費	埼玉県ふるさと創造資金	71,200

平成21年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172,546千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,956,829千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		250,045	874	250,919
	1 繰越金	250,045	874	250,919
3 諸収入		1,869,184	△173,420	1,695,764
	1 預金利子	2,000	△1,000	1,000
	2 貸付金元利収入	1,866,464	△174,358	1,692,106
	3 雑収入	720	1,938	2,658
歳入合計		2,129,375	△172,546	1,956,829

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備導入資金		2,127,375	△172,546	1,954,829
	1 資金貸付費	2,127,375	△172,546	1,954,829
歳 出 合 計		2,129,375	△172,546	1,956,829

平成21年度埼玉県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度埼玉県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入		83,685	17,305	100,990
	1 繰入金	50	451	501
	2 繰越金	16,000	14,400	30,400
	3 諸収入	67,635	2,454	70,089

2 業務勘定収入		4,825	△145	4,680
	1 繰入金	4,575	△3,331	1,244
	2 繰越金	248	2,737	2,985
	3 諸収入	2	449	451
3 就農支援資金貸付勘定収入		64,982	0	64,982
	1 繰入金	15,529	△8,509	7,020
	2 繰越金	1	25,862	25,863
	4 県債	30,997	△17,353	13,644
4 就農支援資金業務勘定収入		807	142	949
	1 繰入金	767	△203	564
	2 繰越金	38	345	383
歳入合計		154,299	17,302	171,601

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定		83,685	17,305	100,990
	1 農業改良資金貸付費	83,685	17,305	100,990
2 業務勘定		4,825	△145	4,680
	1 管理指導事務費	4,625	△145	4,480
4 就農支援資金業務勘定		807	142	949
	1 管理指導事務費	797	142	939
歳出合計		154,299	17,302	171,601

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	30,997	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	13,644	(補正前に同じ。)		

平成21年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ994,042千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,589,215千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		3,583,255	4,388	3,587,643
	1 財産運用収入	222,317	△37,405	184,912
	2 財産売却収入	3,360,938	41,793	3,402,731
2 繰入金		1,000,000	△1,000,000	0
	1 繰入金	1,000,000	△1,000,000	0

3 繰越金		1	1,570	1,571
	1 繰越金	1	1,570	1,571
歳入合計		4,583,257	△994,042	3,589,215

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		3,393,127	△994,042	2,399,085
	1 用地事業費	3,393,127	△994,042	2,399,085
歳出合計		4,583,257	△994,042	3,589,215

平成21年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度埼玉県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,514,619千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,052,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		24,421,234	△1,186,856	23,234,378
	1 負担金	24,421,234	△1,186,856	23,234,378

2 使用料及び手数料		8,557	△261	8,296
	1 使用料	8,557	△261	8,296
3 国庫支出金		5,879,250	△2,360	5,876,890
	1 国庫補助金	5,879,250	△2,360	5,876,890
4 財産収入		147,735	△74,145	73,590
	1 財産売却収入	147,735	△74,145	73,590
5 繰入金		7,347,210	△159,114	7,188,096
	1 繰入金	7,347,210	△159,114	7,188,096
6 繰越金		4,385,031	△3,043,862	1,341,169
	1 繰越金	4,385,031	△3,043,862	1,341,169
7 諸収入		105	△21	84
	1 雑収入	105	△21	84
8 県債		4,378,000	△48,000	4,330,000
	1 県債	4,378,000	△48,000	4,330,000
歳入合計		46,567,122	△4,514,619	42,052,503

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		36,665,728	△4,380,821	32,284,907
	1 流域下水道管理費	26,863,538	△4,258,925	22,604,613
	2 流域下水道建設費	9,802,190	△121,896	9,680,294
2 公債費		9,840,394	△133,798	9,706,596
	1 公債費	9,840,394	△133,798	9,706,596
歳出	合計	46,567,122	△4,514,619	42,052,503

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設費	県単独流域下水道費	250,688
		荒川左岸南部流域下水道事業費	768,566
		荒川右岸流域下水道事業費	1,417,869
		中川流域下水道事業費	1,020,221
		古利根川流域下水道事業費	16,486
		荒川上流流域下水道事業費	269,000
		市野川流域下水道事業費	10,000

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設費	荒川左岸北部流域下水道事業費	297,213	荒川左岸北部流域下水道事業費	552,277
		利根川右岸流域下水道事業費	160,000	利根川右岸流域下水道事業費	595,698

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独流域下水道建設事業	172,000	普通貸借 又 証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	162,000		(補正前に同じ。)	
流域下水道建設事業	1,762,000	同	上	同	上	1,724,000	(同)	上)

平成21年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ809,950千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,782,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,260,308	△360,922	7,899,386
	1 住宅使用料	8,260,308	△360,922	7,899,386

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		2,062,910	710,039	2,772,949
	1 国庫補助金	2,062,910	710,039	2,772,949
3 財産収入		90,048	△9,143	80,905
	1 財産運用収入	90,048	△9,143	80,905
4 繰入金		6,393,030	△201,914	6,191,116
	1 繰入金	6,393,030	△201,914	6,191,116
5 繰越金		1	260,334	260,335
	1 繰越金	1	260,334	260,335
6 諸収入		44,713	17,656	62,369
	2 雑入	25,292	17,656	42,948
7 県債		3,741,000	△1,226,000	2,515,000
	1 県債	3,741,000	△1,226,000	2,515,000
歳入	合計	20,592,010	△809,950	19,782,060

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		13,115,905	△822,516	12,293,389
	1 住宅管理費	6,777,060	△125,399	6,651,661
	2 住宅建設費	6,338,845	△697,117	5,641,728
2 繰出金		7,288,449	24,425	7,312,874
	1 繰出金	7,288,449	24,425	7,312,874
3 公債費		177,656	△11,859	165,797
	1 公債費	177,656	△11,859	165,797
歳出合計		20,592,010	△809,950	19,782,060

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成19年度 公営住宅建設費	4,630,843	平成19年度	344,057	4,603,949	平成19年度	344,057
				平成20年度	2,396,170		平成20年度	2,396,170
				平成21年度	1,890,616		平成21年度	1,863,722
		平成20年度 公営住宅建設費	6,691,396	平成20年度	270,413	6,180,577	平成20年度	270,413
				平成21年度	2,832,749		平成21年度	2,321,930
				平成22年度	2,836,860		平成22年度	2,836,860
	平成23年度			751,374	平成23年度		751,374	
	平成21年度 公営住宅建設費	8,258,129	平成21年度	875,708	8,131,535	平成21年度	749,114	
			平成22年度	2,284,558		平成22年度	2,284,558	
平成23年度			5,097,863	平成23年度		5,097,863		

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	借上型県営住宅整備事業費	48,720
		公営住宅耐震改修事業費	538,335
		公営住宅エコアップ推進事業費	12,075

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	3,741,000	普通貸借 又 証 券 発 行	10%以内。ただし、利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	2,515,000		(補正前に同じ。)	

平成21年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,982千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ716,986千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		713,547	△57,465	656,082
	1 繰入金	713,547	△57,465	656,082
3 繰越金		2,529	18,107	20,636
	1 繰越金	2,529	18,107	20,636
4 諸収入		28,891	11,376	40,267
	1 貸付金元利収入	28,566	11,376	39,942
歳入合計		744,968	△27,982	716,986

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		744,968	△27,982	716,986
	1 高等学校等奨学金事業費	744,968	△27,982	716,986
歳 出 合 計		744,968	△27,982	716,986

平成21年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280,674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,932,770千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入場料収入		119,690	△5,000	114,690
	1 入場料収入	119,689	△5,000	114,689
2 投票券発売収入		39,419,895	△4,012,004	35,407,891
	1 投票券発売収入	39,357,894	△4,012,004	35,345,890
3 財産収入		225,965	△10,136	215,829
	1 財産運用収入	225,964	△10,136	215,828
4 繰越金		2	4,337,814	4,337,816

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	2	4,337,814	4,337,816
5 諸収入		886,544	△30,000	856,544
	3 雑入	886,542	△30,000	856,542
歳入	合計	40,652,096	280,674	40,932,770

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		398,558	△22,140	376,418
	1 公営競技総務費	398,558	△22,140	376,418
2 公営競技事業費		39,540,815	△4,035,000	35,505,815
	1 公営競技事業費	39,540,815	△4,035,000	35,505,815
3 繰出金		706,723	4,337,814	5,044,537

	1 繰 出 金	706,723	4,337,814	5,044,537
歳 出	合 計	40,652,096	280,674	40,932,770

平成21年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	1,977,051	3,446	1,980,497
第3項 特別利益	1	3,446	3,447

支 出
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	1,599,397	△ 37,919	1,561,478
第1項 営業費用	1,454,051	△ 40,331	1,413,720
第2項 営業外費用	141,345	2,412	143,757

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「662,512千円」を「651,817千円」に、「3,203千円」を「2,712千円」に、「80,000千円」を「70,000千円」に、「36,897千円」を「36,198千円」に、「392,240千円」を「392,735千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	799,002	375	799,377
第2項 固定資産売却代金	1	375	376

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	1,461,514	△ 10,320	1,451,194
第1項 建設改良費	87,342	△ 10,320	77,022

(継続費)

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	武蔵水路改築事業	904,962	平成21年度	20,038	904,962	平成21年度	20,038
				平成22年度	114,646		平成22年度	73,649
				平成23年度	143,307		平成23年度	143,307
				平成24年度	143,307		平成24年度	143,307
				平成25年度	157,645		平成25年度	157,645
				平成26年度	171,969		平成26年度	171,969
				平成27年度	154,050		平成27年度	195,047

平成21年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	13,151,674 千円	△ 1,637,455 千円	11,514,219 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	44,712,828	△ 167,760	44,545,068
第1項 営 業 収 益	43,714,042	△ 175,090	43,538,952
第2項 営 業 外 収 益	998,785	7,330	1,006,115

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	43,812,006	△ 1,767,975	42,044,031
第1項 営業費用	34,579,780	△ 1,972,122	32,607,658
第2項 営業外費用	9,192,225	204,147	9,396,372

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「22,240,824千円」を「22,522,192千円」に、「770,352千円」を「654,555千円」に、「過年度分損益勘定留保資金9,976,310千円」を「減債積立金1,100,000千円、過年度分損益勘定留保資金10,381,693千円」に、「11,494,162千円」を「10,385,944千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	20,414,058	△ 2,909,032	17,505,026
第1項 建設補助金	3,770,448	△ 183,345	3,587,103
第2項 企業債	8,871,000	△ 2,395,000	6,476,000

第3項 他会計出資金	6,333,098	△ 317,000	6,016,098
第4項 他会計補助金	215,468	△ 22,313	193,155
第6項 固定資産売却代金	1	8,626	8,627

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	42,654,882	△ 2,627,664	40,027,218
第1項 建設改良費	19,352,523	△ 2,627,664	16,724,859

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	70,305,492	平成16年度	4,510,469	69,793,965	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	6,477,157		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	13,974,727		平成22年度	5,659,075
				平成23年度	2,854,972		平成23年度	4,441,037
				平成24年度	2,878,282		平成24年度	4,773,715
				平成25年度	3,293,928		平成25年度	5,243,661
				平成26年度	3,540,005		平成26年度	4,998,956
				平成27年度	5,435,342		平成27年度	7,268,820

1 資本的支出	1 建設改良費	大久保浄水場沈砂池 関連整備事業	1,376,716	平成18年度	11,290	1,363,735	平成18年度	11,290
				平成19年度	259,714		平成19年度	259,714
				平成20年度	940,338		平成20年度	940,338
				平成21年度	165,374		平成21年度	152,393
	吉見浄水場危機管理施設整備事業	2,139,122	平成18年度	160,549	1,936,510	平成18年度	160,549	
			平成19年度	682,029		平成19年度	682,029	
			平成20年度	702,067		平成20年度	702,067	
			平成21年度	594,477		平成21年度	391,865	
	吉見浄水場環境整備事業	1,016,330	平成18年度	198,449	909,400	平成18年度	198,449	
			平成19年度	193,152		平成19年度	193,152	
			平成20年度	241,018		平成20年度	241,018	
			平成21年度	383,711		平成21年度	276,781	
	新三郷浄水場高度浄水施設整備事業	9,907,624	平成18年度	143,656	9,569,865	平成18年度	143,656	
			平成19年度	1,603,425		平成19年度	1,603,425	
			平成20年度	2,938,137		平成20年度	2,938,137	
			平成21年度	5,222,406		平成21年度	4,884,647	

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		武蔵水路改築事業	1,885,335	平成21年度	41,747	1,885,335	平成21年度	41,747
				平成22年度	238,845		平成22年度	177,760
				平成23年度	298,556		平成23年度	298,556
				平成24年度	298,556		平成24年度	298,556
				平成25年度	328,426		平成25年度	328,426
				平成26年度	358,267		平成26年度	358,267
				平成27年度	320,938		平成27年度	382,023

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「8,871,000千円」を「6,476,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「1,169,799千円」を「1,146,321千円」に改める。

平成21年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第2条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	騎西国道122号 沿道地区産業 団地整備事業	5,249,946	平成20年度	2,484,866	5,244,203	平成20年度	2,484,866
				平成21年度	2,129,311		平成21年度	2,129,311
				平成22年度	635,769		平成22年度	630,026

告 示

埼玉県告示第五百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
ケアリングフォーザフューチャーファンデーションジャパン
- 三 代表者の氏名
安部 光彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字安行原一二七一番地の六二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、世界の子どもの健康、安全、教育の促進に寄与することを目的とし、他団体との協働を通して未来を担う青少年リーダーの育成に貢献します。

告 示

埼玉県告示第五百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人SDFスポーツ
- 三 代表者の氏名
長尾 齊
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市上藤沢五百三十番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、防衛省自衛隊スポーツ関係者及び関係団体の全国大会開催をはじめとした、スポーツによる競技者の育成・スポーツの普及及び啓蒙に関する活動、こども・青少年健全育成や地域交流及び国際交流の活性化のためのスポーツ講習会開催事業等を通じて、スポーツの拡充振興に寄与することを主たる目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百六十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量 12,900,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成 22 年 7 月 1 日（木）から平成 23 年 6 月 30 日（木）まで

(4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の許可（同条第 2 項に

規定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部
管財課電気施設担当 矢島 電話 048-830-2613 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成 22 年 4 月 22 日 (木) まで (日曜日及び土曜日を除く。)の午前 10 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)に上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第三庁舎 401 会議室 平成 22 年 5 月 28 日 (金) 午前 10 時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成 22 年 5 月 27 日 (木) 午後 5 時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成 22 年 4 月 23 日 (金) 午後 4 時までに提出し、競争

入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities of the premises of the Government Office (estimated kW/h: 12,900,000 kW/h).

(2) Deadline for Submissions: 5:00 pm, May 27, 2010

Submissions By registered mail only.

Note: Selection of service provider will be made at 10.00 am, May 28, 2010

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第五百六十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク等運用業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 5 月 25 日（火）から平成 23 年 6 月 30 日（木）まで。ただし、平成 23 年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札企画課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 国、都道府県又は政令指定都市から本件業務と類似の業務を過去 2 年の間に複数回請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部
入札企画課総務・電子入札システム担当 飯山、町田 電話 048-830-2263 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札共同システム総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 5 月 20 日（木）正午まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 5 月 19 日（水）午後 5 時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札企画課 平成 22 年 5 月 20 日（木）午後 2 時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年4月22日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年4月20日（火）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operation of the Saitama Electronic Bidding System “Helpdesk”

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5: 00 p.m., May 19, 2010

By the electronic bidding system: 12:00 noon, May 20, 2010

(3) Contact Information:

Bidding Services Planning Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Ph. 048-830-2263

告 示

埼玉県告示第五百六十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、久喜市から久喜市の区域内において行われる（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

久喜市産業基盤推進課

久喜市菖蒲総合支所環境経済課

久喜市鷲宮総合支所環境経済課

加須市環境政策課

加須市騎西総合支所環境経済課

白岡町環境課

二 縦覧の期間

平成二十二年四月九日（金）から同年五月十日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

告 示

埼玉県告示第五百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十条第一項第五号及び第八号の規定により指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社カテヨ
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
川口市赤山八百三十一番地六号
- 三 事業所の名称
カテヨ
- 四 事業所の所在地
川口市赤山八百三十一番地六号
- 五 事業所番号
一〇一〇二〇〇七二〇
- 六 サービスの種類
就労継続支援A型
- 七 指定取消年月日
平成二十二年三月二十五日（効力発生日は、平成二十二年五月一日）

告示

埼玉県告示第五百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
小島土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次の
とおり届出があった。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	野村福明	熊谷市妻沼小島二〇五二番地
同	小林一吉	熊谷市妻沼小島三三七〇番地
同	小林茂太	熊谷市妻沼小島一八七九番地一
同	小林莊一郎	熊谷市妻沼小島三三四三番地
同	野村好輝	熊谷市妻沼小島一八六五番地一
同	澤田和一	太田市押切町五九五番地
同	赤石勝則	熊谷市妻沼小島二〇二二番地
同	赤石高造	熊谷市妻沼小島二〇二二番地
同	田中初	熊谷市妻沼小島一八六四番地
同	富岡浩	熊谷市妻沼小島九〇五番地二
同	小林完次	熊谷市妻沼小島二六五五番地一
同	赤石嘉孝	熊谷市妻沼小島二〇二七番地
同	遠藤隆男	熊谷市妻沼小島二七三七番地
同	田中健夫	熊谷市妻沼小島一九〇七番地二
同	野村善雄	熊谷市妻沼小島二九三二番地十八
同	赤石仁一	太田市備前島町三八七番地一
同	赤石正明	熊谷市妻沼小島二〇三一番地
同	小林久男	熊谷市妻沼小島二七九〇番地一
同	野村一夫	熊谷市妻沼小島二七八〇番地
同	新島敏明	熊谷市妻沼小島二三八一番地

職名	氏名	住所
理事	武林英夫	熊谷市妻沼小島二七九四番地九
同	田中佳雅	熊谷市妻沼小島二〇四九番地
同	赤石茂	太田市牛沢町一一七一番地
同	野村孝光	熊谷市妻沼小島二〇六六番地一
同	赤石勝男	熊谷市妻沼小島二〇三三番地
監事	石原英明	熊谷市妻沼小島二七九九番地三
同	小平弘正	熊谷市妻沼小島二六九七番地
同	小林高	熊谷市妻沼小島二九三二番地十三
一一退任		
理事	野村福明	熊谷市妻沼小島二〇五二番地
同	小林一吉	熊谷市妻沼小島三三七〇番地
同	小林茂太	熊谷市妻沼小島一八七九番地一
同	小林莊一郎	熊谷市妻沼小島三三四三番地
同	赤石晴司	太田市備前島町三八二番地
同	野村好輝	熊谷市妻沼小島一八六五番地一
同	澤田和一	太田市押切町五九五番地
同	赤石勝則	熊谷市妻沼小島二〇二一番地
同	赤石高造	熊谷市妻沼小島二〇二二番地
同	田中初	熊谷市妻沼小島一八六四番地
同	小林完次	熊谷市妻沼小島二六五五番地一
同	赤石嘉孝	熊谷市妻沼小島二〇二七番地
同	遠藤隆男	熊谷市妻沼小島二七三七番地
同	田中健夫	熊谷市妻沼小島一九〇七番地二
同	赤石正明	熊谷市妻沼小島二〇三一番地
同	小林久男	熊谷市妻沼小島二七九〇番地一
同	野村一夫	熊谷市妻沼小島二七八〇番地
同	武林英夫	熊谷市妻沼小島二七九四番地九

同	同	監事	同	理事
小林	小平	石原	赤石	野村
高	弘	英明	勝男	孝光
熊谷市妻沼小島二九三二番地十三	熊谷市妻沼小島二六九七番地	熊谷市妻沼小島二七九九番地三	熊谷市妻沼小島二〇三三番地	熊谷市妻沼小島二〇六六番地一

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

平成二十一年埼玉県告示第九百二十八号で公示した基本測量（基盤地図情報整備業務）は、平成二十二年三月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十三号

平成二十一年埼玉県告示第千二百八十八号で公示した基本測量（基盤地図情報整備業務）は、平成二十二年三月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十四号

平成二十一年埼玉県告示第千五百九号で公示した基本測量（基盤地図情報整備業務）は、平成二十二年三月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十五号

平成二十一年埼玉県告示第千三百九十三号で公示した基本測量（ジオイド測量）は、平成二十二年三月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

平成二十一年埼玉県告示第八百三十一号で公示した基本測量（電子国土基本図）（地
図情報）（修正測量）は、平成二十二年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理
院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第
三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

平成二十一年埼玉県告示第千二百八十九号で公示した基本測量（地理識別子整備業務）は、平成二十二年三月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

平成二十一年埼玉県告示第千二百九十号で公示した基本測量（基盤地図情報整備業務）は、平成二十二年三月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

平成二十一年埼玉県告示第千二百五十八号で公示した公共測量（確定測量 土地改良事業（ほ場整備）大串地区）は、平成二十二年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県東松山農林振興センター所長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十号

平成二十二年埼玉県告示第四百十九号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十二年三月十日終了した旨測量計画機関の長である三芳町長鈴木英美から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

平成二十一年埼玉県告示第千二百八十七号で公示した公共測量(都市計画図作成)は、平成二十二年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である行田市市長工藤正司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

平成二十一年埼玉県告示第千八十六号で公示した公共測量（基準点測量・水準測量・現況測量）は、平成二十二年二月二十六日終了した旨測量計画機関の長である草加市長木下博信から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

平成二十一年埼玉県告示第千二百三十号で公示した公共測量（春日部市都市計画基本図の修正）は、平成二十二年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である春日部市長石川良三から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

平成二十一年埼玉県告示第千二百六十号で公示した公共測量（二級基準点）は、平成二十二年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

平成二十二年埼玉県告示第一百一号で公示した公共測量（三級基準点測量）は、平成二十二年三月十日終了した旨測量計画機関の長である上尾市長島村穰から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

平成二十一年埼玉県告示第千三百九十四号で公示した公共測量(二級基準点測量)は、平成二十二年二月二十六日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

平成二十一年埼玉県告示第千三百六十号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十二年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である八潮市長多田重美から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十二年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 五 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡滑川町大字羽尾字吉田二一七六番 外一六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一三〇〇・六立方メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年一月二十八日

指令川建セ第二一〇一四一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月六日

川建セ第二一〇一八六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字山田字新井一二五八 一 外三四一筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市大字大谷一―一

株式会社 東松山カントリークラブ

代表取締役社長 河原井 敬一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年三月五日

指令川建セ第二〇〇一四二一号

二 検査済証番号

平成二十二年四月六日

川建セ第二一〇一八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字吉田二一七六外一六筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町角山二六

カワラリゾート株式会社

代表取締役 新田 悟史

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十二年四月一日

指令越建セ第二一〇一七一一号

二 検査済証番号

平成二十二年四月五日

越建セ第一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字浅間前三三一―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町下高野八六一 国土交通省杉戸宿舍一〇一

大串 理

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十二年一月十五日

指令越建セ第二一〇一六一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月五日

越建セ第二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字茨島字前八八三一ニ、八八三一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字茨島八八三番地二・幸手市南三丁目十四番十七号

神山 仁・小堀 裕史

告 示

埼玉県公安委員会告示第92号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成22年4月9日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成22年5月11日（火）及び5月12日（水）

イ 技能審査

平成22年6月12日（土）、6月15日（火）、6月16日（水）、6月17日（木）
及び6月18日（金）

ウ 面接審査

平成22年6月12日（土）、6月23日（水）、6月24日（木）及び6月25日
（金）

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成22年4月9日（金）から4月23日（金）までの間（日曜日及び土曜日を
除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規
則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自
動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001
内線241）

告示

埼玉県選管告示第四十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、久喜市選挙管理委員会から次のとおり名称及び所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十二年四月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
久喜市東町 集会所	(旧)久喜市東五丁目三二番六号 (新)久喜市久喜東五丁目三二番六号	久喜市長	六〇人
久喜市太田 集会所	(旧)久喜市大字吉羽一丁目三七番地一四 (新)久喜市吉羽一丁目三七番地一四	久喜市長	一二〇人
久喜市栗原 記念会館	(旧)久喜市栗原四丁目九番地の一 (新)久喜市栗原四丁目九番地一二	久喜市長	三〇〇人
(旧)江面農 村センター	(旧)久喜市大字北青柳五一番地の二	久喜市長	九五
(新)農村セ ンター	(新)久喜市北青柳五一番地二	久喜市長	九五

<p>久喜市野久 喜集会所</p>	<p>(旧)久喜市大字古久喜六八七番地 三 (新)久喜市古久喜六八七番地三</p>	<p>久喜市教育委 員会</p>	<p>五〇人</p>
<p>久喜市清久 コミュニティ イセンター</p>	<p>(旧)久喜市大字上清久一四八九番 地の二 (新)久喜市上清久一四八九番地二</p>	<p>久喜市長</p>	<p>二七六人</p>
<p>(旧)栗橋町 総合文化会 館 (新)栗橋文 化会館</p>	<p>(旧)栗橋町大字伊坂一五五七番地 (新)久喜市伊坂一五五七番地</p>	<p>久喜市長</p>	<p>四八〇人</p>
<p>(旧)鷺宮町 東コミュニティ イセンター</p>	<p>(旧)鷺宮町桜田三丁目一〇番二</p>	<p>久喜市長</p>	<p>四〇〇人</p>
<p>(新)鷺宮東 コミュニティ イセンター</p>	<p>(新)久喜市桜田三丁目一〇番二</p>	<p>久喜市長</p>	<p>四〇〇人</p>
<p>(旧)鷺宮町 西コミュニティ イセンター</p>	<p>(旧)鷺宮町大字中妻七八五番地二</p>	<p>久喜市長</p>	<p>三三八人</p>
<p>(新)鷺宮西 コミュニティ イセンター</p>	<p>(新)久喜市中妻七八五番地</p>	<p>久喜市長</p>	<p>三三八人</p>

雑 報

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成二十二年四月九日

埼玉県環境影響評価技術審議会

一 開催日時

平成二十二年四月二十二日（木）十三時半から

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番八号

知事公館 大会議室

三 議題

圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価報告書について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境影響評価技術審議会事務局（埼玉県環境部環境政策課環境影響評価担当）

電話〇四八（八三〇）三〇四一

正 誤

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号（平成二十二年二月十九日第二千百五十九号）中訂正

ページ 行

二 表中

誤

菖蒲町大字 字南

正

菖蒲町大字 字南

正 誤

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七七十二号（平成二十二年四月六日第二千
百七十二号）中訂正

ページ 行

一 前から十三

誤

北・飾郡

正

北葛飾郡